

第1回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会

1 日時 : 令和元年5月13日(月) 15:00~17:00

2 場所 : 北九州市役所本庁舎5階特別会議室A

3 出席者: 委員8名、市側11名 計19名

〔委員〕 安部 高子 株式会社ケイ・ビー・エス
倉地 ひとは 公募委員
中村 啓子 北九州市婦人団体協議会 理事
宮地 久男 北九州市自治会総連合会 会長
森 裕亮 北九州市立大学法学部 准教授
森川 妙 北九州ESD協議会 コーディネーター
八幡 圭治 公募委員
湯浅 壘道 情報セキュリティ大学院大学 学長補佐

〔事務局〕 小林 一彦 総務局長
山本 浩二 総務局総務部長
井上 美紀 総務局総務課長
増田 真二 総務局総務課総務担当係長
川原 記和 総務局総務課主査
ほか、市関係課から6名が出席

4 傍聴者: 無

5 議事: (1) 開会

(2) 局長挨拶

(3) 委員長・副委員長選出及び挨拶

(4) 諮問

(5) 委員紹介

(6) 委員会の趣旨及び役割等について

(7) 議論の進め方等について

(8) 今後のスケジュール(案)

(9) 北九州市自治基本条例の概要

(10) 平成26年度 検討委員会 答申内容及び本市の取組について

(11) 市民意識調査(市民主体のまちづくり)について

(12) 討議

(13) その他

(14) 次回の会議について

6 議事内容

総務課長

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第1回北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会を開催いたします。

本日は、第1回目の会合のため、議事進行役の委員長が決定しておりませんので、委員

長決定までの間、私、総務局総務課長の井上が進行役を務めさせていただきます。
それでは、まず初めに、北九州市総務局長、小林より一言、ご挨拶申し上げます。

総務局長

皆様こんにちは、総務局長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

本来であれば、市長の北橋がこの場において、皆様にご挨拶申し上げるところでございますが、現在、海外出張中でありまして、代わりに私のほうからご挨拶させていただきます。

皆様には、大変ご多忙のところ、北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会の委員にご就任いただきまして、厚くお礼申し上げます、ありがとうございます。

平成から令和という新しい時代の幕開けを迎えまして、次の時代を見据えたまちづくりを進めていくためには、これまで以上に、地域のことは地域で考え、決めていくことが求められているというふうに考えてございます。

また、少子化・高齢化の進展ですとか、環境への配慮など、多様化する行政ニーズに、的確に答えていくためには、市民の皆様が主体となったまちづくりを、より一層、推進していくことも不可欠であるというふうに思っております。

本市におきましても、市民の皆様が主体のまちづくりを推進するために、市政運営の柱にそれを据えまして、様々な取り組みを進めてまいりました。

まちづくりの基本ルールであります、北九州市自治基本条例の制定が、その中心となるものでございます。

今回、平成26年度に引き続き、2回目となります評価検討委員会を開催するにあたりまして、公募委員の募集を行わせていただきました。

多数の方から応募いただいております、「市民主体のまちづくり」に対する熱い思いを感じているところでございます。

ぜひ委員の皆様には、市政全般を見渡しまして、自治基本条例の趣旨に則った市政運営がなされているかどうか、豊富なご経験やご知見に基づきまして、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

そうした意見を踏まえまして、引き続き、条例の趣旨に沿った取り組みを1つ1つ積み重ね、市民参画、情報共有を推進するとともに、市民の皆様の意思を的確に市政に反映して、市民自治を確かなものにしていきたいと考えてございます。

大変ご苦勞をおかけすると思いますが、お力添えを賜りますようお願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

総務課長

続きまして、「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則」第6条に基づき、本委員会の委員長を選出いたします。

委員長の選出につきまして、ご意見がある方はいらっしゃいませんか。

委員

はい、よろしいですか。

総務課長

はい。

委員

前回の委員会でも委員をされていました、湯浅委員にお願いしてはどうでしょうかというご提案ですけど、いかがでしょうか。

総務課長

今、委員の方から、湯浅委員を推薦するというご意見がありましたが、湯浅委員に委員長を、ご就任をいただくということで、皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

異議がないようですので、湯浅委員、委員長にご就任いただけますでしょうか。

湯浅委員

謹んでお受けいたします。

総務課長

ありがとうございます。

それでは、湯浅委員に委員長をお願いいたします。

では湯浅委員、委員長席の方へお移りください。

それでは湯浅委員、就任にあたり、一言ご挨拶をお願いいたします。

湯浅委員長

ただ今、委員長に、皆様のご推薦を得て仰せつかりました湯浅でございます。

お久しぶりですという方もいらっしゃる、初めてお目にかかる方もいらっしゃいますが、ちょうどこの自治基本条例をつくる検討会が立ち上がったのは、2007年の秋だったと記憶しております。

当時、私が八幡の九州国際大学にいましたが、その後、2011年の4月から横浜に移りまして、現在に至っております。

5年おきの見直しということで、前回の見直しの委員長も仰せつかりまして、また今回2回目を仰せつかりました。

スペースワールド、残念なことに無くなったということですが、スペースワールドをつくる際に新日鐵で活躍をされて、そのあと、北九州モノレールの社長もされた岩科健一さんという方がおいでで、この方は実は横浜のご出身だったんですね。

しかし本当に、北九州に骨を埋める覚悟でいられた方ですが、岩科さんがよく、まちづくりには、バカ者、若者、よそ者が必要と言われていました。

まずバカ者がいないといけない。

もう何というか、無我夢中でやる人間がいないとダメだと。

それから若い人、若者がいないとダメ。

それから最後に、身内だけでやるとダメで、よそ者もいないといけないということ、よく言われていたのを思い出します。

私も今、横浜市民ではありますが、市のいろいろな委員の仕事を仰せつかっている、半分身内、半分よそ者で、委員長を務めさせていただこうと思います。

どうぞ、よろしくお願いいいたします。

総務課長

ありがとうございました。

次に、会議規則第6条に基づき、委員長に副委員長をご指名いただきたいと存じます。湯淺委員長、副委員長をご指名いただければ。

湯淺委員長

はい、それでは、前回5年前の見直し委員会の副委員長をお務めいただきました森先生に、ぜひ副委員長をお願いしたいと存じますので、お諮りいたします。

総務課長

森委員、副委員長にご就任いただけますでしょうか。

森委員

謹んでお願いします。

総務課長

ありがとうございます。

それでは、森委員に副委員長をお願いしたいと思います。

森委員、副委員長席の方にお移りいただければと思います。

森委員

はい、分かりました。

総務課長

はい、それでは森副委員長、就任にあたり、一言ご挨拶いただければと思います。

よろしくお願いいいたします。

森副委員長

はい、副委員長にご指名をいただきました、北九州市立大学の森と申します。

そうですね、湯淺委員長と一緒に、ちょうどこの部屋で自治基本条例が生まれて、最初の会議から最後まで、2年ちょっとでしたかね。

延べ60回以上、議論して、ちょうど森小委員会、湯淺小委員会の中で、実行部隊がありまして、湯淺委員会はこちらでそのまま作業して、森小委員会はこちら辺で作業していたという、すごく思い入れがある部屋でございます。

あと西日本総合展示場の方ですかね、会議をしたりとか、半分手弁当みたいなこともやりつつ、すごく喧々諤々、議論させていただいて、無事に条例が生まれたということ、すごく懐かしく思います。

今も自治基本条例が、しっかり北九州市の中で続いて、動いているってことを考えて、すごく今回の市政運営の評価検討委員会、2回目なんですけれども、しっかり、十分ご議論に貢献できるかどうか、甚だ未熟者ではございますけれども、副委員長として、委員会全体を盛り上げてまいりたいと思いますので、ご指導ご鞭撻をよろしくお願いいいたし

ます。

総務課長

ありがとうございました。

それでは、小林局長より、委員長に諮問書を提出いたします。

恐れ入りますが、湯淺委員長は左手にお進みください。

総務局長

北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会委員長様、「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価」等について諮問。

本市は、平成22年10月1日にまちづくりの基本ルールである、北九州市自治基本条例を施行し、市民の意思を適切に反映させた公正かつ誠実な市政運営の実現や市民の主体的な関与および市民相互の連携による良好な地域社会の維持、形成などを図ることにより、市民を主体とした自治の確立に向けた取り組みを進めております。

本条例は「市民が育てていく条例」と言われており、社会情勢や市民意識等の変化に対応して、その内容を適宜見直し、条例をよりよいものへと発展させていくため、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかを評価し、条例について必要な見直しを検討するための機関を設置するとともに、条例施行の日から5年を超えない期間ごとにこの機関の検討結果に基づいて必要な措置を講ずるということを規定しております。

については、市政運営の現状が条例の趣旨に沿ったものとなっているかについての評価及び条例の見直しについて貴会の意見を求めます。

令和元年5月13日、北九州市長北橋健治。

よろしくお願いいたします。

湯淺委員長

確かに承知しました。

総務課長

ここで小林局長は、公務の都合により、退席させていただきます。

総務局長

失礼します、よろしくお願いいたします。

総務課長

はい、では、これから議事に入ります。

今後の進行につきましては、湯淺委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

湯淺委員長

それでは改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日は議事次第に沿って、このあと進行いたしますが、まず議題の(1)委員の紹介ということで、今後の議論を円滑に進めるために、各委員の皆様から自己紹介を大体1人、1～2分程度でお願いできればと思います。

よろしくお願いします。

委員

皆様こんにちは。

私、商工会議所の方からまいりました。

2年前ですかね、湯浅先生と一緒にさせていただきました。今回も、ちょっときついことも役所に言うようなことがいっぱいあるような気がします。

でもその時は、どうぞご容赦を。このまちを思っている1人として、誇り高い、我々のまちづくりをお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いします。

以上です。

委員

北九州市立大学地域創生学群に所属しております。

今回、このような会議に参加するのは初めてということで、なかなか不慣れな点もたくさんあると思いますが、若者らしい考えだったり、自分から発言していけるように頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員

北九州市婦人会連絡協議会より参りました。

消費生活センター関係の審議とかいうのはしたことがあるんですけど、こういう、評価検討委員会とかいうのはちょっと初めてなので、皆さんに教えていただくことのほうが多いかと思いますが、主婦の立場から、いろいろと意見させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

委員

昨年、北九州市の自治総連合会の会長を務めております。

出身は八幡東区。

今回ちょっと事前の資料等を見させていただきまして、やはりこの条例の認知度が、まだまだなところがあるということで、地域住民の方に幅広く知っていただける機会を地域住民として広げていきたいなというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

委員

初めまして。

北九州ESD協議会でコーディネーターをしております。

先ほど、よそ者とバカ者と若者の話が出たと思うんですけども、自分のライフワークの中で、商店街で「SDGsの推進」っていうことで、がむしゃらにやっているバカ者であり、ちょっと若者は、少し外れているかなと思うんですけども、実は荻田町に住んでおまして、よそ者でもありますので、いろんな視点から、ものを見ていけたらいいなと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員

皆さん初めまして、
門司の方で、行政書士をしております。

こういう委員というのは初めてで、不慣れなんですけれども、先ほどおっしゃっていた、よそ者関係でいくと、僕、門司に住んでいるんですけど、元々、出身が北海道で、ずっと北海道におりまして。かなり田舎の出身なんですけれども、縁があって門司に来ることができまして、もう10年ぐらいになるんですけど、至っております。

ちょっとこちらの事とは違う、的外れな意見も言うてしまうかもしれませんが、どうぞ皆さん、よろしくお祈いします。

湯浅委員長

どうも皆様、自己紹介いただいてありがとうございました。

若い方も、それから、文字どおり、地元に着してこられた方、それから、よその地域のご経験がある方ですとか、多様なメンバーが集まってきましたので、いろんな角度から、ご議論をいただけることと思っております。

本日は第1回目ということですので、この委員会の趣旨だとか、役割だとかあるいは今後のスケジュール、議論の進め方、それから、そもそもこの自治基本条例がどういう趣旨で、どういう理由で制定されたかということについて、委員同士の、皆様同士の共通の理解を、ぜひ図ってまいりたいというふうに思っております。

それについては、事務局があらかじめ、資料を作成してくれておりますので、最初にその説明を受けまして、そのあと、質疑応答とか意見交換を行いたいというふうに思っております。

それでは、事務局の方からお願いします。

総務課長

はい、それでは、着座にて説明をさせていただきます。

まず私の方から、議事の(2)(3)(4)を、一括してご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

まず1、本委員会の「趣旨」についてです。

先ほど、小林局長からの諮問の中にもございましたが、この条例は「市民が育てていく条例」と言われております。

社会情勢や市民の意識等の変化に対応して、その内容を適宜に見直し、条例をよりよいものへと発展させていくものとされております。

このため、条例の第29条において、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかを評価し、条例について必要な見直しを検討するための機関を設置し、条例施行の日から5年を超えない期間ごとにこの機関の検討結果に基づいて必要な措置を講ずると規定されております。

こうしたことから、前回ですね、平成26年度に、市長の附属機関として「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会」を設置し、第1回目の見直しを行いました。

今回は、それから5年が経過いたしましたので、第2回目の見直しとして、委員の皆様、市政が条例の趣旨に沿った形で運営されているかどうかを評価し、条例やそれに基づ

く市の取り組み等の必要な見直しに関する事項を審議していただくものです。

続いて2「役割」です。

この委員会の役割は、大きく2つ。

1つ目、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価すること。

評価の項目の柱としては、情報共有、市民参画など、市政運営に関する事項、コミュニティの支援に関する事項などについて、市民自治の確立という条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価していただきます。

2つ目、その評価を踏まえ、条例や取り組み等について必要な見直しに関する事項を審議していただくことです。

役割の1で評価する中で、今後、市の取り組みに改善が必要と認められたものがありましたら、その見直しの内容や方向性などを議論していただければと思います。

以上、2点についてご議論いただき、最終的に委員会としての意見を「答申」という形でまとめた上で市に提出していただくということが、この委員会の役割ということになっております。

次に、3「北九州市自治基本条例に基づく市政運営の評価検討委員会規則」についてご説明いたします。

次のページをご覧ください。

第7条の第2項「委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」との規定です。

本日、全委員8名のご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立しております。

その下、第3項「委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。」との規定です。

今後、委員会として意思決定を行う際は、本項の規定により行われます。

2つ下、第9条、委員会の庶務は、私ども総務局が行います。

なお、この委員会におきます事務局の出席者ですが、私ども総務局は、全会議に出席させていただきますが、委員会において取り扱う内容が市政運営全般に渡ることから、議事内容に応じて、関係課が出席をさせていただきます。

次に、会議の公開についてご説明いたします。

北九州市の附属機関の会議につきましては、原則、公開するとしております。

今回の検討委員会につきましても、原則、公開という形になります。

また、会議終了後は議事録を作成し、委員名を除き、市のホームページで公開させていただきます。

この場合、公開前に委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えております。

以上で、議事(2)「委員会の趣旨及び役割等について」の説明を終わります。

引き続き、議事(3)「議論の進め方等について」について、ご説明いたします。

資料3をご覧ください。

この後ご説明する「今後のスケジュール」とも関連いたしますが、この委員会における議論をどのように進めて行くかという点について、ご説明いたします。

資料の方の左側の囲みを見ていただければと思います。

「自治基本条例」の各条文の一覧となっております。

「自治基本条例」は、前文と全8章で構成されております。

その内、前文と第1章は、目的や定義。

第2章は、市民の権利や責務。

第3章から第7章までが、市民自治を確立するために行う具体的な制度や取組みの内容などを定めているという構成となっております。

また、第8章は、今回のこの検討会が行っていることとなりますが、条例の見直しについての規定となっております。

条例の概要につきましては、後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

次に矢印に沿って、右側の上段の囲み「評価検討委員会に行ってくださいこと」、1「条例等の再確認」。

委員会における議論にあたっては、条例の趣旨、目的を念頭におき、また、前回の検討委員会での答申内容を踏まえた上で、議論していただくことが必要ですので、後ほど、「自治基本条例」の概要や「平成26年度答申」について、ご説明をさせていただきます。

条文の趣旨や背景等について、改めて委員の皆様と共通理解を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、下、2「市政運営状況の確認」です。

「自治基本条例」の規定に基づく取組みを知っていただく必要がございますので、主に第3章から第7章までの規定に基づく市の取組み、制度や施策、事業など様々ありますが、そうした取組みの状況などをお示ししたいというふうに考えております。

次に、3「市民意識の現状」。

そもそも、自治や地域の活動に対して、市民の皆様がどのように考えているのか、市民自治を実現するために行っている市の様々な取組みを市民の皆様がどのように受け止めているかということも評価の観点として重要ですので、平成30年度に行った「市民意識調査」について、後ほどご説明させていただきます。

次に、矢印、下に向かって進んでいただいて、4「委員会における評価検討」の①では、これまで説明した上記1、2、3を踏まえた上で、「市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうか」、すなわち「市民自治の確立に寄与するものであるかどうか」ということについて、課題など意見出しをお願いしたいと考えております。

具体的な「評価の視点」としては、例えば「情報共有・市民参画」について言えば、「市民参画の前提となる情報提供ができているか」、「参画し易い環境が整っているのか」、「市民の意見が市政に適切に反映されているのか」ということも考えられますし、「コミュニティに対する市の支援」に関して言えば、「市民の主体的な行動につながっているか」、「コミュニティ活動の促進につながっているか」、「コミュニティ相互の連携は図られているか」などを考えております。

ここに挙げている「評価の視点」だけに囚われることなく、委員会での議論の中で、様々な側面から評価をいただければというふうに考えております。

そして、②では、課題などの意見出しを行った上で、「課題を解決するために必要な取り組み等を検討」していただくことになるわけですが、具体的には「制度や施策、事業の見直しの内容、見直しの方向性」などをご議論いただければと考えております。

その上で、議論の結果を、繰り返しとなりますが、委員会として取りまとめでいただき、市に対して答申いただくということとなります。

最後に、右下の囲み、「北九州市が行うこと」。

市では、いただいた答申を踏まえ、その方向性に基づき、それぞれの制度や事業を所管している担当部署において必要な見直しを行った上で、市民自治の確立に向けた取組みを引き続き進めて行くことになるというふうに考えております。

以上で、議事(3)「議論の進め方等について」の説明を終わります。

次に、議事（４）「今後のスケジュール（案）」について、ご説明いたします。
資料４をご覧ください。

本検討会は、１２月までに５回開催するというようにしております。

本日、第１回目の委員会は、今後の議論のベースとして、検討委員会の趣旨や役割、今後の議論の進め方、また「自治基本条例」の概要等について、委員の皆様方の共通理解を図ってまいりたいと考えております。

第２回目以降が、実質的な議論ということになります。

第２回目は、あらかじめ調整させていただいておりますが、７月４日木曜日に開催いたします。

議事といたしましては、「情報共有」や「市民参画」を中心に、条例に基づく市政運営の状況についての取り組み内容や実績について。

第３回は、８月上旬、「コミュニティ」や地域づくりの状況、またこれに対する市の支援など、取り組み内容や実績などをお示しすることとしております。

第２回、第３回目とも、それぞれの取り組みなどが、条例の趣旨に沿って運営されているかどうかの評価、また課題がある場合は、今後の取り組みや見直しの方向性などをご議論いただければというふうに思っております。

第４回目は、３回目までの議論を踏まえ、委員長始め皆様とご相談しながら、事務局において答申案を作成の上、お示ししたいと考えております。

その中で、その内容についてご検討をいただきたいというふうに考えております。

時期は、１０月上旬を予定しております。

第５回目は、１２月中旬を予定しております。

基本的に、この第５回目で、最終答申案としておまとめしていただければというふうに考えております。

以上が、議事（４）「今後のスケジュール（案）」についてのご説明でございます。

以上で、議事（２）から（４）までの説明を終わらせていただきます。

湯浅委員長

はい、説明ありがとうございました。

議事の（２）のところから（４）のところまでをまとめて説明をしていただきましたけれども、今、説明がありましたところについて、ご質問がございましたら、どうぞご自由にお願いたします。

すみません私から、議事録ですけれど、ご発言の委員の名前は、一応伏せた形で公開することです。それから、完全逐語録の議事録を公開することになるのですか。

総務課長

そうですね、はい。

起こした形に。

湯浅委員長

起こした形ですね。

はい、分かりました。

よろしいですか、何か。

もし何か、後からでも質問がございましたら、その時にまたご質問いただいても構わな

いと思いますので。

それでは、続きまして、議事の（５）「北九州市自治基本条例の概要」について、事務局の方から説明をお願いいたします。

総務担当係長

総務局総務課の増田と申します。

それでは、議事（５）、「北九州市自治基本条例」の概要について、私の方からご説明をいたします。

「北九州市自治基本条例」、資料５を使って、説明いたしますけれども、同じものを前方のスクリーンにも映しておりますので、よろしければこちらの方もご覧ください。

また、別途、逐条解説についてもお配りしておりますので、こちらの方も併せてご覧いただければと思います。

はい、それでは、「自治基本条例」ですけれども、まず端的に申し上げますと、「自治基本条例」とは、「自分たちのまちのことを自分たちで考え、決めていくための基本となるルール」というふうに言われております。

具体的には、市民主体のまちづくり、市民自治を確立するために、市民、議会、行政の果たすべき役割ですとか、情報共有や市民参画と言った市政運営の原則、それからコミュニティ活動の原則や市の支援、そういったものを定めているものでございまして、今からちょうど１０年弱前ですけれども、平成２２年に施行されました。

今、全国で３７０の自治体が、「自治基本条例」をつくって持っております。

市町村、今、全体で１，７２４自治体がありますので、約２０％です。

２割ぐらいの自治体が、こういう形で「自治基本条例」を持っております。

政令市で言いますと、２０市中６市が、北九州市を含め６市が、今、「自治基本条例」を制定しておるところです。

なぜこういった「自治基本条例」を、つくるような流れになったか、必要性なんですけれども、その背景として、大きく４つ挙げられると考えております。

まず、最初に地方分権とよく言いますが、非常に国から地方に権限が下りてきていまして、地方のことは地方で決めると、自己決定権が拡大しているということが一つ。

それから、２番目に、少子高齢化ですとか、価値観とか、ライフスタイルの多様化と言った、いろんな社会情勢の変化というのがあります。それに伴って、行政に対するニーズですとか、そういったことが多様化、複雑化したりといったような動きがございます。

それから、３つ目は、コミュニティが希薄化するといった、そういった一方で、新しい形、ＮＰＯですとかボランティア団体とか、そういった活動も活発化しております。

これまでのまちづくりの活動のあり方を見直す契機となっているということ。

それから、最後に、厳しい財政状況というものもありますけれども、行政が市民ニーズ全てに応えるのが困難になってきていると。

そういった４点の状況がございまして、こういった状況を踏まえまして、まちづくりを進めて行くための新しいルールづくりの必要性が高まっている。

そういった流れで、北九州市でも「自治基本条例」が制定されたところでございます。

それでは、続きまして、北九州市で条例制定された経緯についてご説明をいたします。

先ほど、湯浅先生、森先生からお話がありましたけれども、平成１９年この「自治基本条例検討委員会」というのが立ち上がりまして、１５名の委員で、湯浅先生、森先生を始めとする学識経験者５名、それからＮＰＯや自治体からの市民団体代表５名、それから

公募の市民委員5名の、計15名で、構成されております。

60回にも亘る会合を重ねまして、平成21年に市に対して最終報告を出していただいております。

この検討委員会における議論の他にも、市民への周知活動としまして、出前講演やタウンミーティング、フォーラムを行っております。

例えば、タウンミーティングについては市長が、街に出向いて行って、直接市民の方々と対話をするというような、そういった集会も25回、市長が出向いております、延べ2,500名の市民の方も参加しております。

タウンミーティング以外にも、市の幹部職員が出前講演という形で、外に出て行って説明をしまして、そういった出張説明も70回、延べ3,000人の市民の方に参加していただいております。

こういったいろんな市民の方々の声を踏まえて、検討委員会の最終報告も踏まえまして、市において作成した条例案を、パブリックコメントという形で、案を広く市民の方々に周知をして、市民意見の募集をしたところ、市民の方々384人、延べ968件のご意見をいただいたということで、本当にたくさんの方々からご意見いただいた上で、正式な案を作成しまして、議会にお諮りして、その議会でも全会一致をいただきまして、平成22年に施行したという運びとなっております。

それでは、条例の中身について見て行きたいと思います。

これが、全体の条例の構成なんですけれども、前文プラス8章、全29条で構成をされております。

第1章の総則では、条例の目的・定義・基本理念等ですね。

2章から4章にかけて、自治の主体となる市民・議会・市長等の役割や責務。

それから、第5章では、市政運営の基本原則、情報共有や市民参画と言ったものを規定しております。

第6章、自治におけるコミュニティ活動のあり方とか、それに関する市の関わり方を規定しております。

それから、第7章では、国や他の地方自治体との地方公共団体との関わり方について。

それから、最後の第8章で、条例の見直しについて規定をしております。

まず、最初の前文ですけれども、こちらの緑色の冊子の方にも、条例前文の実際のものが書かれておりますので、併せてご覧ください。

この条例、前文ですけれども、市民の公募委員の方々が中心となって策定された前文として、条例制定の由来とか背景とか自治の方向性とか、制作者の決意などが述べられてものでございます。

条例制定に向けた思いと言ったものが、簡潔に表現された文章だと思います。

「自治は一日一日の実践が大事である」という観点から、全文365文字で表現をされておまして、中でも例えばですけれども、6行目とか公害克服のそういった環境都市といったような北九州市の特性というか、本市の特徴も盛り込まれた前文となっております。

はい、続いて第1章「総則」の部分ですけれども、こちらは条例の目的を定めております。

目的と言いますともう、「市民を主体とした自治、市民自治の確立に寄与する」というところがございますけれども、その目的の実現のために、「市民の意思を適切に反映させた市政運営」と「市民の主体的な関与及び連携による地域社会の維持形成を図る」といったことを規定しております。

第2条ですけれども、この条例の、位置付けとしては、本市の「市政運営における基本ルール」となるものでございますので、市のあらゆる条例とか、基本構想、基本計画といった、そういった計画の策定をする際には、全てこの条例の趣旨を尊重して、整合性を確保するといったことを、こちらに定めております。

第3条の「定義」ですけれども、まずこの条例の特徴ですが、非常に「市民」を広く定義をしているというところが、特徴として挙げられます。

市内に住む住民のほか、市外から通勤・通学される方、それから市内で事業活動を行う企業も対象となっております。

それから、安全・安心ですけれども、防災・防犯の視点を踏まえまして、廃屋の問題とか、空き家とか、空き地問題とか、そういったことも背景にして、市内に不動産を持つ方といったものも「市民」に含めております。

住んでいる人だけじゃなくて、北九州に関わる人々の力を全て結集して、まちづくりを行っていくことが不可欠だろうということを考えて、このように規定をしたところです。

それから、第4条「基本理念」を定めております。

本市の自治は、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決定していく」ということを基本理念としております。

また、「人が大切にされるまち」を実現することを旨とする」というふうにしております。

続いて第5条、本市の「自治の基本原則」として、この5つを規定しております。

ポイントとして、下線が引かれたところですが、「市民自治」、それから「住民の信託」、「情報共有」、「人材育成」、それから「自主・自立の確保」、そういったところが、ポイントであろうかと思っております。

続いて、第2章ですけれども、「市民」のところで、第6条から9条で、市民の権利や責務など、基本的な事項を規定しております。

特に、特徴として、第7条ですけれども、「子どもの自治へのかかわり」ということで、あえて取り出して、子どもについて規定をされております。

子どもは、将来の本市の自治を担う重要な存在として、「自治の主体として、年齢に応じて、自治を担える」こと、それから「自治の主体であることを自覚しながら、成長できる環境を与えられる」こと、そういったところを規定しております。また第8条「市民の責務」、それから第9条「事業者の責務」を、それぞれ規定しております。

続いて、第3章「議会」ですね。

第3章の「議会」については、その詳細に関しては「議会自身で決めるべき」という議会側の意見もございまして、この自治基本条例上では、基本的なところとして「意思決定機関、行政機関の監視機関としての役割を果たす」とし、また、「市民に開かれた議会運営に努める」と言った、基本的な部分についてのみを規定されております。

この自治基本条例の制定後に、市議会のほうにおいて、「議会基本条例」という形で、より詳細な議会の議員の役割・活動原則とか、議会と執行機関の関係とか、議会と市民との関係等を規定するものとして、平成23年10月に制定をされているところです。

続いて、第4章では、「市長や職員の役割と責務」を規定しております。

13条ですが、「市長は、市民の意思を的確に把握、市政に反映させるよう努める」ことを規定しております。14条では、「職員の役割・責務」を定めております。

特に、2点目、下線を引いておりますが、「市民とコミュニティを結ぶコーディネーターとしての職務の役割が重要になってくる」ということで、地域の活力をいかに引き出して

いくかといったところが、市の職員にも問われてくるものというふうに考えております。
続いて、第5章「市政運営」では、「市政運営の基本原則」を定めておまして、特に、この条例全体のポイントともなります「情報共有」と「市民参画」を中心に規定しております。

その中で、「住民投票」について、本市の条例では、25条ですけれども、市政に関して、特に重要な事項について、その事案ごとにその都度、別に条例を定めて、住民投票を実施できるというふうに、いわゆる非常設型と言われておりますけれども、非常設型の住民投票制度というふうにされております。

他都市の事例としては、直近では、今年の2月に沖縄の辺野古埋め立ての住民投票もありましたけれども、その他にも、原子力発電所の建設ですとか、廃棄物処分場の設置とかについて、住民投票が行われたというような事例もあるんですけれども。

本市の方は、あらかじめ何かこういう事案について想定しているというものではなくて、何か事案があれば別に条例を定めて住民投票を実施することができるというふうな規定になっております。

続いて、第6章「コミュニティ」ですが、こちらはコミュニティについて、その活動のあり方やコミュニティに対する市の支援について規定をしております。

ここで言うコミュニティですが、第3条で規定しておりますけれども、自治会等の地縁による団体とか、NPOとか、まちづくり協議会とか、それらと同様の目的で活動するサークルといったものも含めて、広くコミュニティとして定義をしております。

第26条に、「市民は、コミュニティに自由に参加することができる」と。

一方で、「その活動への参加を通じて、共生する地域社会の維持形成に努める」と。

それから、コミュニティは、その活動について、市民の理解・共感を得られるように努めることや相互連携に努めることなど規定をされております。

27条では、市の支援、「市は、コミュニティの自立性などに配慮して、その活動が効果的に行えるよう積極的に支援する」ことや「その支援にあたっては、身近な区役所を最大限に活用する」というふうに規定をされております。

そして、第7章ですけれども、「国や他の自治体との関係」について定めております。

続いて最後に第8章、第29条ですけれども、「条例の見直し」ということで、まさに今、されておりますこの委員会、「市政が条例の趣旨に沿って、市政が運営されているかどうかの評価、また条例の見直し」などをご検討いただいているものでございます。

以上が、条例の簡単ではございますが、概要でございます。

ざっと見ていただいて、「自治基本条例」に関する議論の中でよくありますけれども、「当たり前前かが書かれているんじゃないか」というふうに感じた方もいらっしゃるんじゃないかなと思います。市民の権利・義務とか市民参画・情報共有とか、市政運営の原則とか、コミュニティに対する支援というのは、ある意味、当たり前前のルールでありまして、この「自治基本条例」の制定する前から、取り組まれているものというのも多いと思います。

ただ、こういった明示的なルールがなければ、極端な話、市長が変わったりとか、市の執行部の判断とかで、市民参画とか情報共有が、なかなか取り組みが進まないとか遅れてしまうとか、そういったこともあり得ることになると思いますので、そういった意味で、当たり前前のことであっても、条例という法の形で定めるということの積極的な意義はあるのかなというふうに考えております。

私からの「自治基本条例」に関する説明は、以上でございます。

湯浅委員長

はい、ありがとうございました。

大体内容、今ご説明いただいたとおりになりますが、僕も覚えている限りで、そもそもつくった時に、どういう議論があったかと言うと、ちょっと重要なところを少しご参考のためご紹介させていただこうと思いますが。

まず、第3条の「市民」の定義で、やはり北九州市住民基本台帳にある、いわゆる市民だけではなくて、率直に言えば、市外に住んでいるんだけど、北九州に土地を持っている、あるいは事業を営んでいる、そういう人達も、広く「市民」に入るだろうということで、こういう規定にしております。

それから、第2章第6条、第7条、第8条辺りのところなんですけれども、特に第7条「子どもの自治へのかかわり」というところは、当時まだ選挙権は20歳だったわけで、まだそれが18歳に引き下げになるという見込みもない頃でありましたけれども、やっぱり年齢に応じて、子どもあるいは児童生徒になった段階でも、年齢に応じて自治に関わっていただくべきだということで、第7条を入れた経緯があります。

一方で、検討委員会でもいろんなご意見をいただいたのは、あれをしてほしい、これをしてほしいとか、あの権利はある、この権利があるとか、これではいけないと。やっぱり責任も市民にはあるんだと。それは、いわゆる自然人としての「市民」もそう、それから事業者としての「市民」もそうということの想いがあるって、8条「市民の責務」、9条「事業者の責務」というのを入れているというような経緯があります。

それから、25条「住民投票」のところは、非常に扱いが難しかったところですね。

今、ご説明いただいたように、結果的には、非常設型ということで、市民の意見をやはり直接聞いてみないといけないという大きな問題が起きたらやりましょう、という形にしております。

ただ、最近、よその自治体で、住民投票やってみたけれども、やってみた多数の結果に対して、結局、市長とか町長とかがそれに従わないということがあるようです。

そうすると、一体何のためにやったんだということに成りかねないので、北九州市の条例では、あらかじめどうするかは、「私としてはこうしたいと考えます」というか、「市長の立場で、先に言うておいてください」と、「開けてから考えます」ではなく、後出しじゃんけんじゃなくて、「先に言うておいてください」という規定を入れた形になっております。

ですから、今、大阪で問題になっている大阪府と大阪市の合併みたいな、福岡県と福岡市と北九州市の合併みたいな話とか、もし仮に大きな問題が起きた場合には、住民投票をすることもできるというような規定になっております。

それから、第6章の、26条、27条の「コミュニティ」のところですが、ここも非常に議論があったところです。

コミュニティは、いわゆる町内会、自治会というような、地縁の団体、それから、いろんな商工会議所とか、そういう事業別の団体、それから、NPOだったり、NGOだったり、様々な団体がある。

私も森先生も、あの時初めて勉強したんですけど、こんなに町内会長さんって忙しいのかというのをすごく勉強したし、それが非常に自治を担っている。

また、非常に日々苦勞しておられて、「町内会、自治会に入る義務がある、少なくとも入る努力をする義務があると書くべきだ」というご意見がありました。

他方で、「いや自治会だから、入る、入らないを、強制するのは、変じゃないか」という

ご意見もあったんですね。

結果的に言うと、26条で自由に参加できると、自由に参加できるんだけど、コミュニティ活動への参加を広めて、共生する地域社会の維持形成に努めると、「何らかの形で、やっぱり地域に関わってってください」というメッセージをその26条に入れたというような背景があります。

あと、第29条「5年を超えない期間ごとに見直しをする」、正にこの規定を基に、この検討委員会も設けられているということでございます。

私も、もう10年前のことなんで、大分記憶が薄れていることもありますけど、つくった時の議論のポイントは、そういうことだったかなと思います。

それでは、今、事務局の方から、ご説明をいただいた内容なり、私の方でちょっと補足させていただいた内容なりでも結構ですけども、条例の中身のことで、何かご質問だとか、ここはちょっとというところがありましたら、お伺いしたいと思いますので、どなたからでも結構ですので、お願いしたいと思います。

はい、ではどうぞ。

委員

はい、もう5年前ということですから、世の中はすごい進化をしているんですね。

その変革の1つが外国人を入れようという、このことに対して北九州市がどのように考えるのか。「自治」という意味では、そこに住みつくわけですから、いろんな問題があります。やはり他の都市に先駆けて、「外国人の就労者を雇用している会社はどのような責任をもってそこに住まわせるのか」とか、例えば「分散して住まわせるべきだ」とか、何かそういうふうなこともきちんと基本的に考えないと、今から5年後はまたどうなっているかわかりませんよこの街、非常にそれを憂うんですね。

これは、北九州だけの問題じゃないと思うんですけども、他の都市に先駆けて、健全な多文化共生の考え方のもと、彼らたちがちゃんと市民権をもって生活できるような素晴らしい国際都市づくりができればいいけれども、生活に困る状況においては、殺人であったり、いろんな事件とか、外国人が関わる場合もあるからですね。

こういう人たちをどうするかということ。

やはり自治基本条例によって検討しないと、もう遅いと思うんです。

湯淺委員長

ありがとうございます。

まさにもうご指摘のとおりで、この自治基本条例をつくった時も、北九州市は国際交流とか多文化共生に取り組んできて、国際交流センターもあるという状況だったんですが、例えば、今コンビニに行くと店員さんというのはほとんど外国の人であったりとか、そんなに自分も外国の人たちに身近な存在になってかつ依存するようになるというのは、ちょっと想定していなかったところですよ。

ですから、このあと何回かの議論の中で、外国の人たちとの共生、ここを改めて見直す必要はないかというのは1つのポイントになるかなと思っています。

ありがとうございました。

皆さん、他にご質問とかはいかがですか。

総務部長

たった今外国人のご意見がありました。

参考までに市の取組みの概略だけちょっと申し上げますと、国の方で外国人、特に技能実習生の新たに特定技能という在留資格を設けまして、今回4月1日から改定されております。これに伴いまして、外国人市民からの相談、あるいはまたその地域に住んでいる日本人の方の相談、そういった体制を整備しました。国際交流協会は、八幡西区のコミュニティの中にごさいますて、こちらの方が中心になりまして、外国人のワンストップ相談センターというものを、オープンさせたところがございますので、外国人の方、そしてまた日本人のそういった地域の方からも、いろいろなご相談等を受ける体制は強化しているところではございます。

一応参考までに概略を事務局として、発言させていただきました。

よろしく願いいたします。

委員

はい。

湯浅委員長

ちなみに、今、住民基本台帳ベースで外国人の方はどれくらいお住まいですか。

総務部長

確かですね、うろ覚えですけれども、1万2千人ぐらいいたと思います。

増えております、外国人は。

北九州市では現在、「社会動態をプラスにする」というのが地方創生の目標になっておりまして、日本人の社会動態はマイナスですが、外国人の社会動態はプラスというのが実情でございます。

外国人の特色といたしましては、北九州に元々お住まいの在日の韓国、朝鮮の方はほぼ横ばいか減少気味なんですけれども、留学生とか、そういう技能実習生といった人たちが増えておりまして、国籍別に見ると、特にベトナム、ネパールという方々が増えているというのが実情です。

これは北九州だけではなくて、日本全体でも同じような傾向が現れているというように聞いております。

委員

いいですか。

湯浅委員長

はい、どうぞ。

委員

非常に身近に怖さを感じるの、例えば私は砂津に会社があるものですから。

そこに日本語学校として、いろんな東南アジアの人たちが本当にたくさん800人くらい来ているっていうお話を聞くのですけれども。

外国人と接すると、自治基本条例っていうのは本当に大事に扱って、厳しく、しかもか

つ彼ら達が本当に、「このまちに住みたい」と思わせるような、多文化共生のまちづくりっていうのを早くしないといけないんじゃないかなと思うんですけどもね。

湯浅委員長

はい、この問題は結構重要なポイントですから、ちょっと検討して、詰めていきたいですね。

他のところでいかがでしょう。

委員

もう1ついいですか。

湯浅委員長

はい、どうぞ。

委員

すみません。

市民センターと、自治会と、町内会とってこう名前が分かれていますでしょ。

これを何かもっとスマートにできないのかなと。

他の部署で、そういういろんなコンペをしたりコンテストをしたりする時に、町内会で出てきたり、市民センターで出てきたりすると、皆さん一生懸命まちづくりに参加されているのは分かるんですけども、何かちょっとややこしいですね。

この地域の何々町の町内会長さんの名前が出てきて、この地域の何とか市民センターでまた出てきてってなると、これ大体どうなっているのかなと。

何か紛らわしいというか、もっとその辺がすっきりすると、みんなも参加しやすいのになってという気がしないでもないんですけども。

湯浅委員長

これは、もしよろしければ委員がお詳しいと思いますので。

委員

そうですね、ベースは自治会ですけども、ほとんどの地域も一緒だと思うんですけどね。

個別に機能するっていうのは中々ないと思うので、その中でも今のところ幅があるんでしょうけれども、うまく回っているところと、逆に言うと組織が別な故にね、中々その辺の地域の中でのコミュニケーションが図れていないとか、小さいコミュニティの中でも、一体感に欠けるというふうなところが出てくるところもやはりありますよね。

やっぱり関わっている方が、高齢の方が結構多いですね。

というところで、もっと若い人たちが、参加しやすい環境に変わっていかないといけないと思いますが、基本的には今「市民センター」と言われましたけれども、「まちづくり協議会」という団体の名前なんですよ。

これは市全体で市民センターに、一つ組織化されていますね。

その中身が1自治区会と1市民センターがある場合と、まちづくり協議会の中にも、八幡東の中でも、5つの自治区会、町内会の一つの括りが仮に20町内とかあるものが、1

つの括りとして考えた時に、それがまち協1つで5つ。

だからリーダーが6人いるわけですね。

その中で、地域で括る中でいろんなことを話し合いながら、課題等も解決するためには、中々こう歩調と言うんですかね、進むべき方向っていうのを、後継者が理解しづらいというところがあるんです。

1つは財源の問題ですね。

財源の部門が違いますから、必然的にどうしてもそこで住み分けされると、対象者も住み分けされるというような状態で、もう少し柔軟な考えでやっているところと、やっぱり財源をベースにして、自分たちの役割としては、こうだということから、考えられるところとの思いの違いはありますよね。

だから、悩みを抱えられているリーダーの方も結構多いです。

そういう面では、今のご提案っていうのは、やっぱりもう少しこう逆に言うと地域に1つのほうが、一体感が取りやすい形にはなるとは思いますけどですね。

この中でやはり、地方自治という部分で、自分たちの地域を「自分たちでがんばろう」という雰囲気については、あまり団体は大きくなならないほうが、話しとしてはまとまりやすいのかなという感じですね。

湯浅委員長

今まさに、いちばん現場でご苦労されていることをご存じの委員さんからご意見伺いました。

もし、副委員長から何か補足していただくようなことがありましたら。

森副委員長

そうですね、たぶんこれ議論としては、第3回のコミュニティのところになってくと思うのですが。

中々、コミュニティも議論が尽きないかもしれませんが、1つ思ったのは、もし第3回の議論の時に、ちょっと市民センターとか、まち協と自治会の仕組みの基本的な情報が書かれたものとか、あるといいなと思いました。

あと北九州市の場合、先ほど委員がおっしゃったように、区によって自治会が全部違うんですよ。

自治会を含めて各種団体が集まって、いろいろ各補助金を統合して、独自の取組みをしているまち協、まちづくり協議会っていうのを組織化しているんですけど、これも区ごとに組織の単位が違ったりしていますので、行政区ごとの自治会の仕組みの類型化したものがあつたと思いますので、それを皆さんで情報共有してもいいかなと思いました。

それが前提で、たぶん第3回は時間が限られて、自治基本条例を議論する中で、市民センターどうするとか、まち協と市民センターの関係どうするっていうところまで議論は中々しづらいところはあるのですけれど。

おそらく第3回の議論を有意義に進めるには、基本的な情報をくたされればいいかなと思いました。

湯浅委員長

そうですね、事務局の方で、第3回の時に、資料を用意していただくといいかなと思いますね。

ちなみに前回のこの見直し委員会でも、随分このまち協のあり方とか運営のあり方について、いろいろご意見があったと記憶しておりますので。

条例には直接関係ないかもしれませんが、資料も用意していただけると助かります。

前回の見直し委員会や条例をつくる時の段階のことで私が覚えているのは、旧5市ごとの違いが未だにあることで、若松が他の区とは違っていたとか、いろいろと事業がありました。

森副委員長

市民センターって言うのは、基本的に市の機関で、まち協がまちづくり団体を集めた機関、自治会は単体、地域の基盤、いちばん基礎的な団体なんなんですけど。

それが一見複雑に見えるんですけど、これって割と北九州市独自の他の市にはない仕組みなんですよね。

似たところだと、市民センターの代わりに公民館だとかっていうのは、福岡市の場合そうなんですけど。

割と独特の、うまく活用すればうまく回る仕組みなのかなというふうな印象はあります。ちょっと一見複雑な感じはするんですけど。

委員

多分町内会長さんとかご年配の方たちがいらっしゃった、そのところをシステムチックに、まち協にとかいうのは、中々難しいのかなと思うんですけど、やはりやらざるを得ないと思うんですよね、そこは。

どこかで一元化して行って、昔の旧市の単位でもなんでもいいんですけども、そうするとすっきり分かりやすい、そうするとこの自治っていうのはもっと速やかに流れていくのではなかろうかなと思うんです。

湯浅委員長

これはぜひコミュニティのところで、議論をさせていただこうと思います。

あと、前回でも指摘されていた、例えば賃貸住宅に住んでいる方はどうするのか、マンションに住んでいる方はどうするんだとか。

所有者である大家さんに何か責任を課せないかとかいろいろ議論があったかと思いますが、それを第3回で少し議論できればと思います。

他に取敢えず条例本体についての中身について、特にご質問がないようでしたら、事務局から前回の5年前の委員会の時の答申の内容と、それから、市民の意識調査が行われているので、その結果についての説明をお願いしたいと思います。

総務担当係長

それでは、議事6「前回の答申及び本市の取組について」、それから議事7「市民意識調査について」、一括してご説明をいたします。

まず、資料6「平成26年度の答申内容について」をご覧ください。

先ほどからご説明をしておりますけれども、第29条に基づいて、5年ごとに条例に基づく取り組みの評価や見直しを行うこととされておまして、平成26年度に第1回の検討委員会を開催しております。

平成26年度ですけれども、前回第1回目も5月から12月にかけて5回の会議を開い

ておりまして、その内容は答申として、取りまとめられております。

平成26年度答申の全体版は、別途資料としてお付けしておりますけれども、資料6の概要版に沿って、簡単に内容についてご説明をさせていただきます。

まず総論ですけれども、自治の主体である市民・議会・市長等が条例の趣旨をより深く理解するとともに、市民が主体的にまちのことを考え、主体的に行動し、それを行政が支援するという基本的な認識を市と市民が共有することが必要というふうにされております。

それから2番の情報共有ですけれども、多様な手法による情報発信や発信方法の工夫ですね。

それから、市民自治を推進するという観点から、市民参画の前提となる情報の提供に重点を置くと、それとともに地域におけるコミュニティの情報、コミュニティの団体の情報ですとか、その活動内容の情報ですとか、そういった情報の発信に対する市の支援が必要なのではないか、というような内容となっております。

それから3番の市民参画につきましては、市民の意見が市に届いて、市はそれに適切に対応していることを市民に実感してもらうこと、また、市民の市政への参画意欲をより高めていくことが必要とされました。

続いて4番のコミュニティですけれども、市民のまちづくりへの参加意欲を具体的な行動につなげ、コミュニティの活動を活性化させていくことが必要とされまして、ご覧のような見直しの方向性が示されております。

最後に条例の見直しについては、現時点においては条例の特定の条文の改正・追加を行う必要は、特には認められないというふうにされております。

前回の答申内容については以上ですけれども、続いて資料6-2、A3横の資料「自治基本条例に基づく市政運営の実施状況」についてご説明させていただきます。

この検討委員会は、市政が条例の趣旨に沿って運営されているかどうかを評価するものですけれども、その評価対象となる様々な市の取組みについて、こちらの表の方にまとめております。

1番左の欄に自治基本条例の各条文がありますけれども、それに対応する市の取組みが、この黄色の部分、市の取組み内容の部分に記載をしております。

順番に主なものを見ていきますと、まず第1条には、条例の目的が規定されておりますけれども、こうした条例に対する理解を深める取組みとして、条例施行当時から様々な媒体を用いてPRに努めてきております。

前回答申でも、「継続的な取組みは必要」というご意見もいただいておりますので、それを踏まえてパンフレットをリニューアルしたり、また新たに市民向けフォーラム「地域のちから報告会」といったものを開催しています。

また、北九州市立大の新入生に対し、出前講演を行ったりといった取組みを行っていません。

そういった様々な取組みをやっているんですけど、その結果であるともいえる自治基本条例の認知度ですが、こちらはまた後ほど資料7でご説明したいと思います。

続いてちょっと2ページめくっていただいて、条例の第7条のところですね。

先ほども出てきましたけれども、この条例の特色の一つとして「子どもの自治への関わり」というのを規定しておりますけれども。

北九州市では、中学校3年生向けの公民の授業で活用できるような副読本を全校に配布しておりまして、また前回答申を受けまして、28年度に親子で自治について考えられるよう大幅にリニューアルをしております。

それから次のページですが、第10条から12条にかけてですけれども、こちらのほうは、議会の役割等が規定されておりまして、ご覧のように市議会として市民への情報共有とかそういったところにつきまして、様々な取り組みを行っております。

そして、次のページの条例13条以降ですけれども、13条以降は市長を始めとする市の役割や市政運営上の基本原則等が規定されておりまして、職員の能力向上のための研修に関する事、それから計画的な行政運営を行うための各種計画策定の内容等についてこちらで記載をしております。

それから、少し飛ばしまして、条例の第19条ですけれども、北九州市がいろいろと政策を進めていくにあたって、審議会といった付属機関を設置しておりまして、そういった委員の選任に、市の政策を策定していく過程に生活者の意見を取り入れるといったようなことを目的として、公募制の導入を今進めておりまして、また併せて年齢ですとか、性別の構成が幅広く適正なものになるように配慮するというふうにされておりまして、現在、市全体で審議会といった付属機関が95あるんですけれども、この自治基本条例の評価検討委員会もその中1つですが、前回の答申以降、ご覧のように公募委員につきましても、女性委員の参画率につきましても、少しずつ改善がされているところです。

今回大学生の委員が、公募委員として参加していただいておりますけれども、今後はさらに、若い世代の委員に参画していただけるように、取り組みを進めていきたいというふうに考えております。

続いて第20条以降ですね。

こちらは、自治基本条例の柱である「情報共有」とか「市民参画」について規定されておりますけれども、こちらの取り組みについては、詳細は次回の検討委員会にて、議論をしていただきたいと思いますと思っております。

また同様に、第26条以降もポイントの1つですが、「コミュニティ」に関しまして、こちらについては、先ほどもありましたけれども、8月の第三回の検討委員会で議論していただければと思っております。

ちょっと駆け足ですけれども、自治基本条例に関する市政運営の実施状況については以上でございます。

続いて、平成30年度市民意識調査の結果についてご説明をいたします。

調査結果の全体版については別途資料をお配りしておりますけれども、資料7「平成30年度市民意識調査結果の抜粋」、こちらのほうに沿って、ご説明をしていきます。

本市では、毎年市政に関する特定のテーマに対する市民意識の調査を行っておりまして、昨年度、平成30年度に、今回この委員会で、調査・審議の参考とするために、「市民主体のまちづくり」というテーマで、自治基本条例の認知度ですとか、情報共有や市民参画、また地域活動などに関して、市民意識調査を実施をしております。

こちらの、今回やった内容と全く同様の内容で、平成26年度にも調査を実施しておりまして、今回の調査結果と比較を行っております。

まず最初に、「自治基本条例」の認知度ですけれども、名称は知っているといったものも含めた、自治基本条例を知っている割合が、現在約3割というふうになっておりまして、4年前の26年度の結果と比較しましても、若干割合は減少しているところでございます。

それから2番「市が発信する情報の分かりやすさ」ですけれども、半数以上の市民の方が分かりやすいと答えておりまして、その傾向は、平成26年度の結果とはほとんど変わっておりません。

続いて次のページの3番「市政への関心・市民参画の機会」ですけれども、約7割の市

民が、市政に関心をもっている一方で、4年前と比較すると関心がないという市民の方もやや増えておるところです。

また参画の機会が多いと感じている市民の方は2割以下となっております、更なる参画の機会に関する周知が必要なのではないかなというふうに考えております。

それから4番「住民主体のまちづくりの必要性」ですけれども、こちらに関しましては9割の市民が必要と回答しております、大変高い割合であるというふうに考えております。

駆け足ですけれども、以上で議事6、議事7について私からの説明を終わります。

湯浅委員長

はい、説明ありがとうございました。

前回の検討委員会の内容と、それから市民意識調査の内容ということでご説明いただきましたので、今のご説明について何かご質問等がありましたらお願いいたします。

私からちょっと1点、市民意識調査の結果の質問ですが、なぜ条例の認知度がちょっと下がってしまったのか。推測の域でしか分からないんですが、やはり前回はそれなりに、目新しさもあったんだけど、その後ある意味定着してしまったというのか、特に身近にそれを感じなくなったのでしょうか。

総務担当係長

前回の調査時点は、条例ができて5年後というタイミングでしたので、やはり条例制定直後はいろんな取組を行って、市民の方々の目に触れる機会も多かったと思うのですが、やはりそれからまた5年経ってですね、同じようなPRっていうのは当然中々できづらい部分もありますので、そこはもうコツコツとですね、地道にやるしかないのかなと、そういう結果が今のような状況になってきているというところだと思っています。

総務課長

条例の認知度というよりも、やはり参加していただくというところがですね、やはり大事になっていくのではないかなと思います。積極的にPRしてもそれにつながらなかったらダメなんですね。

どうしてもマスコミに取り上げられると皆さん認知度は上がるんですけど、それから、住民自治のために、何か行動を起こすということにですね、つながるような何かの方が大事なかなというふうには思っています。

湯浅委員長

もう一つ先ほどのご説明で気になるのは、市政への関心が下減、全体に下がっているところですね。

井上課長

どうしても抽出になってしまうので、その時々で変わるのかもしれないのですが、この低さっていうのはちょっと、大事なところかなというふうには思います。

湯浅委員長

どうぞ。

委員

すみません、問10のところですね、「北九州市の市政に関心がありますか」っていうところを検証しているということだと思うんですけども、ちょっとお聞きしたいのですが、こちら対象が18歳以上の市民3,000人、無作為で選ばれてアンケートをお願いしているということですよ。

回答を得たのが1,053人ということで、この1,053人の回答得た人の中の回答の7割に関心があるということですよ。

総務担当係長

そういうことです。

委員

回答をしてくれている時点で一定の関心があるということですよ。

総務担当係長

そうです。

委員

そもそもなんですよ。

その一定の関心がある方の3割が、わざわざ「関心がない」って回答していて。

何かそこは追加のアンケートというか、何かされていないのでしょうか。

総務課長

そうですね、そこで終わっているという。

委員

そうですか。

ちょっと気になったものですから。

委員

投票率なんかを見てもね、本当にその辺は感じますので、選挙があってもなかなか皆さん選挙に参加しない、何ですかね。

湯浅委員長

ここは、もし可能であれば、次回か次々回かで結構ですが、「大変関心がある」「まあまあ関心がある」「あまり関心がない」「全く関心がない」のところと年齢別とかをクロスしたデータが取れると参考になるかなという気がします。

データはお持ちだと思うので、もし可能であればその辺の様子を少し資料に出していただけるといいかなと思います。

他に皆様からいかがでしょうか。

はい、じゃあ今日は初回でしたので、急に「ご質問がありますか」と言われても中々出にくいところがあるかと思しますので、ぜひ本格的には次回以降、ご議論をいただきたいと思えます。

本委員会は、市政が自治基本条例の趣旨に基づいて運営されているかどうかということについて、評価をするというところでありますけれども、今日は初回ということもありますので、各皆様のそれぞれのお立場から、果たして北九州市の市政というのが、「市民が中心一体となった自治」という観点から見て、どのように条例の趣旨に沿って運営されているか。

あるいは「いや、ちょっといろいろこういう問題点があるよ」というところを日頃感じた評価、あるいは本当に印象的な感じで結構でございますので、皆様お1人ずつから2、3分程度でご発言をいただいて、それを聞き出しながら、次回以降本格的に検討をさせていただきたいと思えます。

では順にご意見をお願いします。

委員

正直、市政運営が条例どおりにいっているかどうかというのは、僕は今の段階では分からないですし、何とも言えないんですけども。

ちょうど委員がおっしゃっていましたが、投票率が低いという時点で、市政に参加している最低限って言ったら変ですけども、簡単に参加できるものに対して参加していない市民・住民があまりにも多いのが、住民の意思を反映した市政には確実にになっていないと思っていますので、そのところはもう少し北九州市として、考えられたらいいのじゃないかなと個人的には思っています。

あと、コミュニティについては、私は行政書士という立場なので、各士業とか公益団体とか準公益団体とかみたいなのがいっぱいあるので、そういうところをもっと活用していければ、そういう各種団体側も、「社会貢献したい」じゃないですけども、社会貢献をすることが一つの目的になっていますので、ここをうまく活用していけば市の財政に影響することなく、もう少し市民のためにできるのではと思っています。

すみません、僕からはそれぐらいしか出てこないです。

湯浅委員長

貴重なご意見をありがとうございました。

お差し支えがなければお聞きしたいのですが、北九州にお住まいになって何年ぐらいですか。

委員

10年です。

ちょうど10年ちょっとです。

湯浅委員長

分かりました。

ありがとうございます。

はい、続きまして委員さんお願いいたします。

委員

これから、私もこの内容について一生懸命勉強しようと思っているんですけども、ちょっとお願いが1つあって、自治に参加する単位っていうのが、例えば婦人会だったりと

か子ども会だったりというふうに、いろんなフィールドがあると思うんですけども。

それが、例えば10年前に比べて「今婦人会がこのぐらい減っています」とか「子ども会が減っています」とか、あと「NPOがこれだけ増えました」とか、皆さんがどういったところから参画できるのかっていう情報が少し欲しいなと思うので、その辺を次回できればいただければ嬉しいなと思います。

以上です。

湯浅委員長

はい、ありがとうございます。

自治会への加入率データとかは拾えますか。

総務担当係長

そうですね、はい、拾えます。

湯浅委員長

では、次回以降に資料としてお願いします。

総務担当係長

はい、資料等ご用意したいと思います。

湯浅委員長

では、続いて副委員長よろしいですか。

森副委員長

はい。

そうですね、自治会・町内会のあり方が個人的にはやはり気になります。第2回、3回の議論につながりますけれども、担い手がどうなっていくのかとかですね。

市民意識調査の結果を見ると自治会の活動に参加しているのが86.9%とか、地域の人と触れ合えるから参加しているという回答が割合としては高いし、それから自治会、町内会がこれからの地域活動を支える団体であると考えられる方が74.8%もいらっしゃいます。

だから今後の課題としては、担い手をどうしていくか、多分その辺は委員の方がご存知だと思いますけれども、会長さんも高齢化してきているし、うちの自治会でも「活動をどんどん減らしていこうか」、「今までどおりいかないよね」という議論も出てきていて、今のところ北九州の場合は、おそらく加入率は60%後半だと思うんですけど、それでもPTAは盛んに活動してますし、自治会も回覧板が遅れるとかっていうことはあまりないので、割とまだコミュニティの努力というものが残っているかなとは思いますが、その辺のバランスが、担い手の高齢化に伴う過渡期なのかなというのが実態ですね。

なので逆に、20代、30代の若い人たちの関心について、今コミュニティが地域だけではなくてきているので、その辺りがこの条例の中で、想定されているものと、実際に若い人たちが考えていることとが、ちょっと差が出てきているかなという気もしつつ、今のところ北九州のコミュニティの力っていうのはまだまだ強いなっていう実感はあります。

すみません、ちょっとまとまっていない意見でした。

湯浅委員長

ちなみに、今どちらかという先生自身、市民としての立場からご意見をうかがったのですが、森先生は町内会それ自体のご専門家でもあるので、逆に専門のお立場からすると、北九州市の特色みたいなものがあったりするのですか。

森副委員長

全国的な比較をした場合に、違いはそんなには大きくはないですね。

概ね共通点は多いかなと思ってまして、ただ、自治会、基本的に市内の行政区ごとに自治会の仕組みが違うっていうのは、最近合併したところは除いて、平成の大合併で合併して、旧市町村ごとに違う、とりあえずは暫定措置で違う仕組みを残しているっていうところはあるのですけれども、ここまで大々的に各小倉、戸畑、若松、等々違うっていうのは、珍しいかなっていうのと、あとは先ほど申しました市民センターの仕組みというのは、館長さんがまちづくり活動を事務局的に支えるっていう機能をもともと与えているので、その辺は特色かなと思いますね。

自治会本体っていうのはやはり全国的に整備してきて、特に戦前からですけれども、歴史が長いので、全国的に割と共通項っていうのが多いですね。

おそらく加入率の低下とか、担い手の高齢化不足というのも課題として共通しています。

湯浅委員長

なるほど、だから旧5市を引き継いでいるから独特な形が、合併50年経っていても残っていることと、北九州市独特の市とコミュニティの関わり方があるということですね。

森副委員長

そうですね。

湯浅委員長

はい、ありがとうございます。

では、1番現場でご苦労されている委員さんをお願いしたいと思います。

委員

そうですね、八幡東区、今自分が担当しているエリアの話なのですが、まず若い人たちとのつながりっていう部分についてはですね、ちょっとざっくりした話なのですが、今子ども会というものは八幡東区の中でも少しはありますけれども、活動としては、ほとんど見られていなくて、子どもたちに関わるものについてはやっぱりPTAというものが主体となっていて、PTAの場合は共稼ぎの家も結構あるので、子どもたちの、何て言いましょかね、小学校とか学校の教育とか別の教育という部分では、地域も担わないといけないというところで、今私も地域の中で、PTAの理事会においてできたら地域の情報を逆に聞いてもらいたいという切り口で、年に何回か参加させてもらっています。

そこで、若い世代の人たちと話す場を一応設けていると、そういう面では、若い人たちとのつながりというものが、私のエリアでは少し増えてきたかなというところが1つの話なんです。

それと、もう1つは一昨年、去年と災害がありましたよね、北九州も。地域の住民も、普段何もなければ多分、何も考えないと思うんですよ。

2年続けてですね、災害があったということで、八幡東区では、どこでどんな内容の、もちろん詳細な住所までの情報は出しませんが、八幡東区何町で豪雨災害あった、被害に遭われた方に対しても、了解を得て出せる情報は一応出すという形で、やはり日頃の管理で、レッドゾーンと言いますかね、水が増えていくと危ないですよというエリアから外れたところでも、やはり災害は起きる時は起きますよね。

そういうところも知ってもらいながら、「困った時はどうしますか」というようなボールを投げるとですね、やはりいろんな相談とかが増えてきました。

それが逆にいうと地域に関わる意識が少し高まってきたのかなというところがあるので、そういうところを考えていくと、やはり行政の方たちもですね、かなり地域の住民の方に、以前の形とは違って、少しは距離感がなくなってきたというところには、地域住民としてはですね、感じるところもあるし、正直わがままな住民もけっこういますから、大変だなというところもあるのですけれども、そういうところを地域の中でクッション材になって、自治会の会長さんとか大変なところもあるのでしょうけれども、入ってつなげていくような形が取れていければなど。結果として条例の考え方につながっていく可能性もありますので、災害がチャンスに変わるというところが、今のところはあるのかなという感じを持っていますけれどもね。

湯淺委員長

はい、ありがとうございます。

じゃあ続きまして、委員に。

委員

はい、こういう会議は初めてなのですけれども、先ほど委員さんが言われたみたいに、何て言うんですかね、自治会のこととか外国人の方のこととかいうのは、日常私たち常に、そういうのが頭の中にあって、それが解決されたら本当にいいなと思うのですけれども、真っ只中におる私たちにしてみたらですね、それはものすごく非常に難しいというか、ありえないですけれども、空間にお豆腐が浮かんでいるような感じなんですよ。

要するに、みんな大事だと思っているから、こうやって会議も開かれるのですけれども、触ると壊れそうですね。

でも壊したらいけないので、でも非常に大切なものだと思うので、だから皆さんこんなにして議論してください。

いつかきっと、先人の知恵みたいなものを踏まえて、条例もいろんなものが加えられて、よりよいものとなっていけばいいと思うのですが、現実にはですね、多分行政もいろんなことを考えられて新しいことを地域に持ってこられるというか、いろんなものをつくってくださっているとは思うのですけれども、逆に言ったら、あまりよくないものとか、早く潰した方がいいものを潰して新しいものができればいいのですけれども、そのまま新しいものが増えるだけだから、非常に複雑で、町内のまちづくりの会計報告って見たことありますか、もの凄いたくさんの項目があって、例えばまちづくり協議会、それから何とありますか、社会福祉協議会、例えば公民館があったら公民館とか書いていくのですよ、お金の入ってくる場所出ていくところが別で非常に複雑なのですよ。

だから、そういうところが解決されれば、さっき先生が言われたみたいなのはスッ

キリとされるんだろうなと思うのです。

それと、組織の高齢化に関していうと、結局若い方がいないのではなく少なくとも、そこそこいるわけですよ。

でも町内の方に、自治の方に目が向かないとか、婦人会もどんどん減っていますので、婦人会の方にも目が向かないとかいうのは、私個人としてはですね、いわゆる婦人会活動に魅力がないからだと思っています。

だから、魅力、どんなふうにしたら魅力ができるのかということ、ずっと毎日寝ないで一生懸命考えていますけれども、やはり1つは、ここ何年間が経ってみて、始めは結集する人数も少なかったのですけれども、今では何か一言言えばパッと集まるようになって、皆さんいろんな用事はあると思うのですけれども、婦人会活動のことを優先してくれるようになったのは、連帯感みたいなものが、この何年かの間にできてきたのではないかと感じます。

皆さん結構わがままな人が多いというのも事実です。

だから自分の言いたいことばかり、したいことだけするというのも事実なのですけれども、連帯感があるから参加してみようとか、一緒にやろうとか、それときついんだけど、その先に楽しさがあるから協力しようとか、そういうところはちょっとずつ芽生えているのですけれども、なかなか大きくならないとか、増えないので、私も苦勞するところなんだけれども、やっぱりこういう条例とかの支えとか後押しがあれば、あと3年5年とかいう流れの中で、少しは希望に沿えたものができるのかなと、ちょっとは希望を持ちました。

湯浅委員長

はい、ありがとうございました。

じゃ続きまして、委員。

委員

私も今日なかなか普段から、こういうふうに「自治基本条例を考えているか」と言われたら考えていないので、今日は1日中ついていくのに苦勞したのですけれども、私が思ったのは、私は北九州市で生まれ育ったのですけれども、その中で自治会っていうものを意識したことがなくて、自分が育ってきたまちで、例えば周りには高齢者の方だったりとか、そういう幅広い年代の方々とも顔を合わせる機会が多かったりして、私のまちではイベントも多かったのも、そういう部分では今振り返ると、それが「自治会」とか「まち協」とかだったんだなと思ったのですけれども、それを小さい時から自分が意識していたかと言われると、全然それが普通の当り前のまちというふうに思っていたので、多分私以外にも「自治会」と言われたら「何だろう」と思う人っていっぱいいると思うのですけれども、「こういうことをしているんだよ」みたいなのを言われたら、「あっあれが自治会だったんだ」とか、多分思う人とかがいっぱいいると思います。

例えば今回の市民意識調査の結果でも、言葉だけだったら自分が多分思っていることとは違うことを選んでしまう人がいるんじゃないかなと思ったので、こういう文章の調査結果もいいと思うのですけれども、もうちょっと分かりやすいのがあったら、私は想像できるかなと思って、この文章でパッと問われたら、何か自分が思っているのとか、感じたことのある文章とはちょっと違う結果を、私でも書いてしまいそうだなと思いました。

湯浅委員長

はい、ありがとうございました。
最後になりましたので、委員の方から。

委員

私がいないことばかり言うのは胸が痛いのですが、自分の仕事の関係で日本全国動くことが多いですね。

その時に九州っていうものを見たら、全く福岡があるなしに関わらず「九州」というイメージなんですね。でも歴史を考えると、北九州市っていうのは九州で1番大きなまちだったんですよ。

官営八幡製鐵というものがあったからですね。

中に住んでいる人たちはすごく上質なんです。

なぜ上質かというと、鉄鋼業の中で一部上場企業の要となる本社がここにあるわけですが、みんな順番をわきまえているんですね。

1次下請け、2次下請け、3次下請け、企業の人たちみんなそうなんですよ、だから絶対にはみ出るようなことは言わない、ひけらかすことは言わないという、男性社会のDNAは、この北九州市のDNAで守ってきているんですよ。

ですから、いいものはいいものとして、私は絶対に行政と協力してでも「北九州市ってこんなにいい街なのですよ」と、ずっと宣伝してきたんですね。

ようやく暴力団が沈静化してきました、そして職住近接で博多にみんな行ってもいいじゃないですか、ここから通っていけばいいじゃないというような割り切りを今しているんですよ。

そういう意味では、もっと質の高いですね、このこういうシステムをやっぱり行政の方たちもつくっていただきたいし、そうしてただつくるだけじゃなくて、各区役所のトップにも区長たちにも、それを厳しくね、義務化してね、数値化して、見える化してですね、出した制度を実現させて行くくらいの意気込みが欲しいんです。

それが見えない今、北九州市の行政は。

福岡ってもう絵空事のようなDVDをつくっていますよ。

国立博物館、それ大野城じゃないのって、太宰府、違うじゃないのって思うんですけども、自分のところのセールスプロモーションDVDを見ると、もう絵空事のように知らない人が見て、全国から人が集まっても外国人が来ても、あのDVDを見せられたら「ウワーッ福岡ってすごい街だな」と思う。

北九州は、その才能がない、宣伝する才能がない、もったいないと思う。私はこのまちが大好きで、ここで死んでいくつもりですから、職住近接でこれほど物価も安くて美味しいものがあってというまちの前にね、まだこの自治基本条例で悩んでいるのかと思う時に、もっと高邁な思想で、質の高い、いい街なんだというような自治基本条例を出していただきたいと思います。

湯浅委員長

はい、最後に私の個人的な感想というか所感なのですが、1点目は実は委員と全く同じで、ある意味北九州市は真面目なんですね。

真面目過ぎるので、広報に関しては、少し図々しいくらいにしたほうがいいかもしれません。

私が男女共同参画審議会の委員をずっと拝命してしまっていて、その見直しというか、その報告書でこんな課題がある、あんな課題がある、こんな課題があるというのがよく挙がってくるのですが、客観的に見て、ようやく他の都市が待機児童0とか、なんとか実現しようとしているところを、とっくの昔に北九州市はそれを達成していて、むしろ病児保育とか次の段階に行こうとしているんですね。宣伝が下手だよねというのは、真面目なんですよ、シャイなのかもしれませんが、しかし情報発信のあり方として、メリットとかいいところは、いいところとして積極的にPRしていった方がいい、そこは情報発信のあり方だなと思います。

2点目は、たぶん自治のあり方なんだと思うのですがけれども、やっぱり福岡市と北九州市と比べると、ある意味福岡市は、市民自治に任せてかえって好結果になっているところもある。

ようするに、北九州市って市役所が何でも丁寧に面倒を見てくれるわけですね。

やはり向こうは、博多がもともと商人の街だからなのか分かりませんが、やっぱり市に頼らないという、ある種それが福岡市の特色なのかなというふうに思ったりしています。

3点目はですね、他方でさっきちょっと委員もおっしゃっていたのですがけれども、福岡と北九州と比べるとやっぱりみなさん地元への愛着はおそらく北九州市の方がすごく強い。

北九州市の方にご出身ですかということと依然として「小倉です」とか「八幡です」「戸畑です」、それは旧5市の意識が強いということでもあるけれど、裏を返せばそれだけ戸畑、八幡、門司とかいう、生まれ育ったところの愛着がものすごく強いんだろうと思うんですね。

この愛着、皆さんの地域への想いというのがものすごい宝だと思っていますし、だから逆にアンケートに出てきた市政への関心の低さというのは、北九州市という大きな括りでの関心のなさというのが理由かもしれないという気がします。

ちなみに私は今横浜市民で、横浜市は人口約370万人、日本最大の市で、悪い言い方をすると1番市民と市民の距離が遠くて自治の実感がない市です。私も、こういう仕事をしていなかったら、市全体のことは考えようがないですね、あまりにも大き過ぎて。だから市という自治単位と、自分たちのお住まいになっているところの自治単位という見方も、あってもいいのかもしれないという気がします。

今日は初回だったのでですがけれども、早速皆様からいろんな活発なご意見をいただきましたので、ぜひ、ご遠慮なく、次回以降も意見をいただきたいと思います。

次回は、先ほど事務局のご説明のスケジュールによると、「情報共有」だとか「市民参画」を中心に審議をしていただくことになっています。

資料の方は私と森副委員長と事務局と相談しながら作成をしまして、事前に皆様にお届けをするようにいたします。

先ほど、少しリクエストをいただきました。こういう資料が欲しいというのも事務局にいただければ、市の方でなるべく準備をしていただけるように、お願いしたいと思います。

あとは事務局の方から報告事項その他をお願いいたします。

総務課長

はい、次回の日程です。

事前に委員の皆さま方の日程の調整をさせていただいた結果、7月4日水曜日の朝10

時から2時間程度、本日のこの場所と同じ5階の特別会議室で開催したいと思っています。

総務担当係長

ちょっとすみません、少し早いのですが、第3回の8月の日程なのですけれども、一応今のところ、8月1日木曜日の午前中10時から12時で予定をしています。

また正式には、追ってご案内をしたいと思いますが、一応8月1日の木曜日の10時から、また会場も同じということで、よろしくお願いいたします。

湯浅委員長

はい、8月も皆様お忙しいところ恐縮ですが、ご予定をいただければと思います。

正式に決まったら、追って事務局のほうからご案内を差し上げます。

それでは、特に皆様から何か言い忘れたとか聞き忘れたとかいうことございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、だいたい本日予定されていた議事が終わりましたので、本日はこれで終了とさせていただきます。

どうもありがとうございました。